

扶桑町高齢者後付安全運転支援装置設置促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全運転支援装置の普及を促進し、高齢者の安全運転に資するため、安全運転支援装置を購入し、及び設置する高齢者に対して交付する扶桑町高齢者後付安全運転支援装置設置促進補助金（以下「補助金」という。）について、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) 安全運転支援装置 国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪車を除く。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 安全運転支援装置を設置することが可能なもの
 - イ 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号に規定する自家用又は事業用の別が自家用であるもの
- (3) 安全運転支援装置取扱事業者 経済産業省が定めた安全運転サポート車普及促進事業費補助金交付規程（令和2年3月5日制定）に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが認定する後付け装置取扱事業者及び該当後付け装置取扱事業者から指定を受けた事業者のうち、愛知県内に店舗等を有する者をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている者
- (2) 令和4年3月31日現在で65歳以上となる者
- (3) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の運転に係る有効な運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する免許証をいう。以下同じ。）を保有する者
- (4) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車に係る自動車検査証（道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。）

に使用者として記載されている者

- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第8号に規定する自動車税、扶桑町税条例（昭和38年扶桑町条例第2号）第3条に規定する町税及び扶桑町国民健康保険条例（昭和34年扶桑町条例第1号）第12条に規定する国民健康保険税の滞納がない者
- (6) 扶桑町暴力団排除条例（平成24年扶桑町条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- (7) 補助金の交付を受けようとする安全運転支援装置の設置について、他の補助金の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けた者は、補助金の対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、安全運転支援装置の購入及び設置（以下「補助事業」という。）に要する費用とする。ただし、当該設置に伴って行う自動車の修理、補修、改良又は改造に係るものを除く。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、16,000円（障害物を検知する機能を有する安全運転支援装置を設置する場合にあっては32,000円）を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、扶桑町高齢者後付安全運転支援装置設置促進補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車に係る自動車検査証の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 補助対象経費の見積書（安全運転支援装置取扱事業者の発行したものに限る。）の写し
- (4) 安全運転支援装置の機能が確認できる書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、扶桑町高齢者後付安全運転支援装置設置促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の交付決定に係る通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、安全運転支援装置の機能及び適切な使用方法について、安全運転支援装置取扱事業者から説明を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は令和4年2月28日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第4）

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、扶桑町高齢者後付安全運転支援装置設置促進補助金交付額の確定通知書（様式第5）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに扶桑町高齢者後付安全運転支援装置設置促進補助金交付請求書（様式第6）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（財産の処分制限）

第11条 補助金の交付を受けて設置した安全運転支援装置は、当該設置の日から1年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、取り壊し、貸し付け、処分し、又は担保に供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 天災等による破損等交付決定者の責によらない理由により処分するとき。

(2) 病気等の理由により運転が困難になったとき及び運転免許証を返納したとき。

(3) その他町長が認めるとき。

（損害賠償）

第12条 安全運転支援装置の設置後に生じた事故、自動車の故障等に係る損害については、町は、その賠償責任を負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後に設置する安全運転支援装置について適用する。
- 2 令和2年4月1日から令和2年5月31日までの間に設置する安全運転支援装置に係る第6条及び第8条の規定の適用については、第6条中「補助事業に着手する前に」とあるのは「速やかに」と、第8条中「当該完了の日」とあるのは「第7条第1項の決定の日」とすることができる。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月29日要綱第116号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。